平成２２年（フ）第５９号
神奈川県平塚市大神1887番地の１　レオパレス21　プリティー202号
債務者　佐藤　友樹
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２号
神奈川県平塚市御殿１丁目22番20号　大室ハイツ103号、旧住所神奈川県平塚市田村９丁目17番19―404号　プリムローズ
債務者　成田　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２号
三重県松阪市下村町677番地２
債務者　野口　良之
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１８７０号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　長谷団地１―401
債務者　福井　　宏
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３７号
京都市山科区東野中井ノ上町15番地１　市住７棟303号
債務者　千本木工業こと　千本木　臣
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３８号
京都市山科区東野中井ノ上町15番地１　市住７棟303号
債務者　千本木ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４２号
京都市山科区椥辻草海道町23番地72　山伴マンション105号、住民票上の住所京都市右京区梅ケ畑高鼻町８番地３　コーポでぐち１号室
債務者　祇園一路こと　宮野　博昭
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
京都府宇治市小倉町東山36番地の１　森下住宅８号
債務者　山本鮮魚店こと　山本　誠生
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
京都府宇治市小倉町蓮池146番地の10
債務者　寺田　義郎
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
京都市伏見区西奉行町１番地　桃陵団地35棟101号
債務者　髙室　　滋
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
北海道室蘭市高砂町５丁目18番17号
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第８号
宮城県石巻市南浜町２丁目６番15号
債務者　阿部　輝男
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第８９５号
神奈川県小田原市飯泉1241番地の13
債務者　野地　範夫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８９６号
神奈川県小田原市飯泉1241番地の13
債務者　野地　幸恵
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４０号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目３番地10―２Ｆ
債務者　山田　美香
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８号
新潟市西区坂井東４丁目31番４号―７号、前住所新潟市西区五十嵐中島３丁目23番49号
債務者　小川　康宏
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
山梨県笛吹市御坂町大野寺三沢11―１　リニア実験線黒駒トンネル作業所寄宿舎、住民票上の住所北海道札幌市西区発寒11条２丁目８番11号
債務者　山本千多歌
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで　甲府地方裁判所民事部破産係